

安全報告書

(2010年度)



西日本空輸株式会社

本報告書は、航空法第111条の6、並びにこれに基づく航空法施行規則第221条の5及び第221条の6に基づいて作成したものです。

名 称	目 次	ページ
1 会社概要	-----	1
2 安全宣言	-----	2
3 安全確保のための事業運営の基本的な方針		
当社の企業理念、品質方針	-----	3
4 安全確保のための事業の実施、及び管理体制		
組織、及び人員に関する情報	-----	4～8
運航の支援体制	-----	8～10
保有機数に関する情報	-----	10
5 法第111条の4に基づく報告に関する事項(規則221条の6第3号)		
・航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態 (事故、重大インシデント、その他安全上のトラブル)	-----	10
6 安全を確保するために講じた措置、講じようとした措置	-----	11～12
・法第111条の4に基づく報告事項の再発防止のための措置		
・事業改善命令、厳重注意、その他文章による行政処分、行政指導 を受けた場合の措置		
・安全性向上のために講じようとした措置		
・平成22年度 輸送安全の状況に関する総括評価		
・平成23年度 全社的な安全目標他		

1 会社概要

1. 設立 昭和28年12月3日
2. 資本金 36,000万円
3. 株主名 九州電力株式会社
西日本鉄道株式会社
昭和自動車株式会社
株式会社西日本新聞社
サンデン交通株式会社
岩崎産業株式会社
4. 事業所 本社 福岡市中央区天神4丁目7番11号
板付基地 福岡市博多区大字上臼井字宮日田
309番地(福岡空港内)
鹿児島運航所 鹿児島県霧島市溝辺町麓269-1
5. 社員数 99名
常勤役員 代表取締役社長 西村正幸
常務取締役 畑善三郎
取締役(基地長) 和田文義
(事務職 36名)
(操縦職 27名)
(整備職 36名)
6. 沿革 昭和28年12月 西日本空輸株式会社創立, 航空機
使用事業免許交付
昭和29年 6月 不定期航空運送事業免許交付
昭和31年 9月 資本金3,000万円に増資
昭和38年 4月 資本金6,000万円に増資
昭和39年 4月 資本金24,000万円に増資
昭和40年10月 資本金36,000万円に増資
昭和41年 6月 雁ノ巣基地から板付基地に移転
昭和45年 5月 松屋ビルから大西ビルへ本社移転
平成11年11月 板付基地, 運輸省より事業場認定取得
平成14年 2月 ドクターヘリ運航開始
平成14年12月 鹿児島運航所及び熊本営業所開設
平成15年 3月 福岡報道4機がそろって福岡空港西側
格納庫から運用開始
平成16年 2月 ISO9001(品質マネジメントシステム)
認証取得
平成17年 6月 ISO14001(環境マネジメントシステム)
認証取得
平成18年 7月 回転翼航空機修理事業の許認可取得
平成20年 6月 ISO14001(環境マネジメントシステム)
準拠システムへ移行
平成21年 4月 安全管理規程発効

安全宣言

航空事業を営む当社は、『安全が経営の基盤をなす』との考えのもと安全管理システムを構築し、経営のトップから現場までが情報を共有し、相互信頼関係に基づき安全意識の向上、安全性を脅かす企業風土の改善(企業文化の見直し)に取り組みます。

このため安全活動の取り組みを体系的に明確化させ『安全管理規程』を定め、安全方針、組織体系、責任分担、経営層と管理職・社員および部門間のコミュニケーション、ヒューマンエラー教育、法令・規則の遵守等を通じて安全意識を共有化し、危険源の特定、リスクの管理を行い不安全事故の発生を未然に防ぎ、さらなる安全運航を目指します。

平成21年4月1日

西日本空輸株式会社
代表取締役社長

3 安全確保のための事業運営の基本的な方針

当社の企業理念

企業理念

1. 安全第一

当社は、「安全」を経営の基本とし、すべての事業活動において安全を優先させます。

2. お客様重視

当社は、常に品質の維持と向上に努め、お客様に信頼され、愛されるサービスを提供します。

3. 社会貢献

当社は、社会の規範を守り、社会の信頼に応え、社会の繁栄と安心に寄与します。

当社は企業理念にあるとおり「安全第一」で、お客様サービスの向上に取り組んでいます。

またその一環として日本国内において初めて全社で航空機運航サービスにおいてISO9001の認証を取得しました。

当社の品質方針

品質方針

1. 「安全」を経営の基本とし、すべての事業活動において安全を優先させる

2. 品質の維持と向上に努め、お客様に信頼され、愛されるサービスを提供する

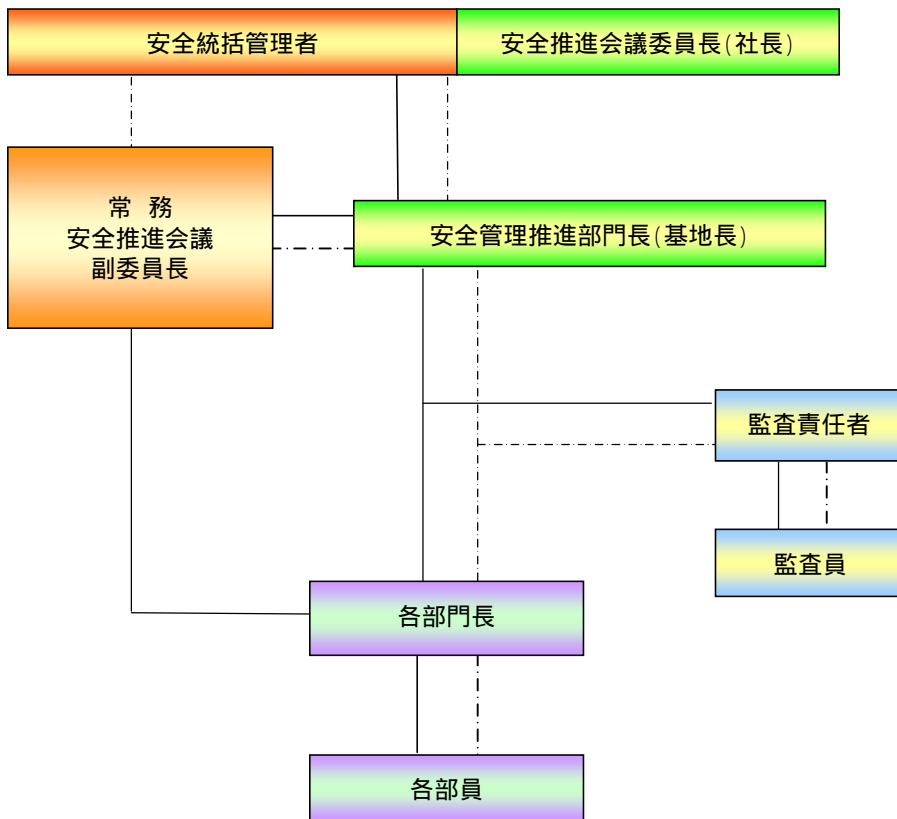
3. 社会の規範を守り、社会の信頼に応え、社会の繁栄と安心に寄与する

4 安全確保のための事業の実施、及び管理体制

組織、及び人員に関する情報

(イ) 権限・責務

【報告・指揮命令系統図】

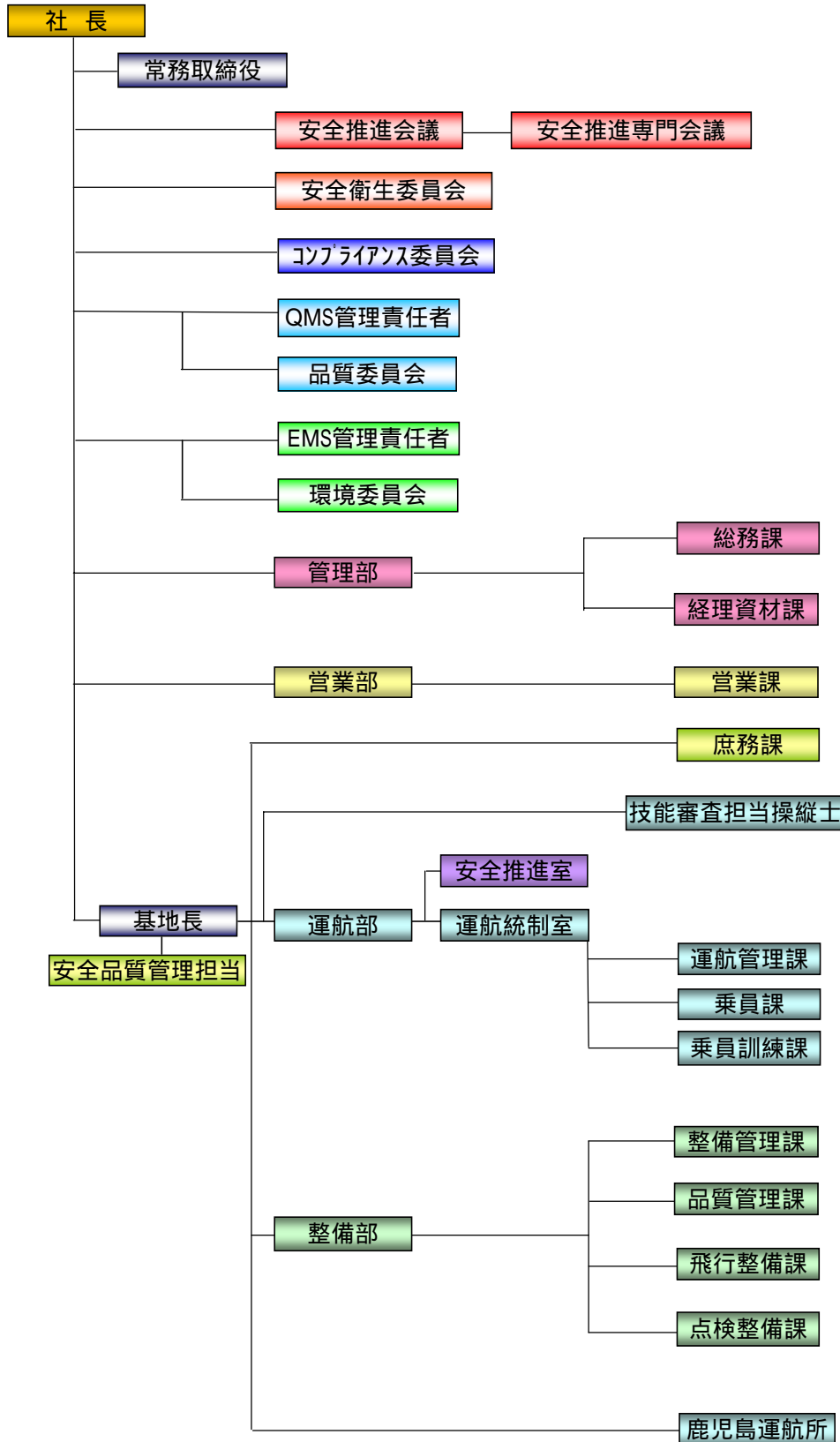


4 安全確保のための事業の実施、及び管理体制

(ロ) 全体、及び安全確保に関する組織

【西日本空輸株式会社組織図】

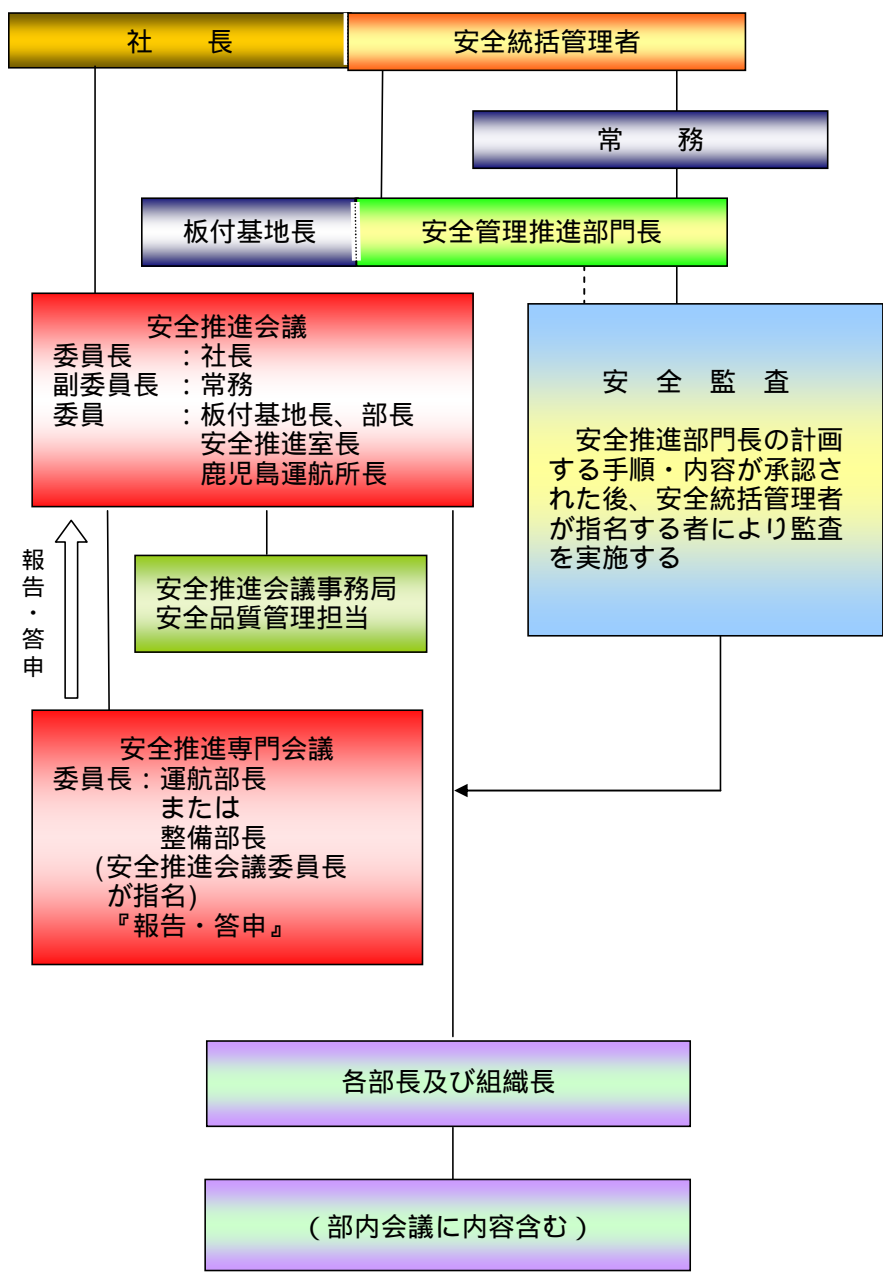
2011年3月31日現在



4 安全確保のための事業の実施、及び管理体制

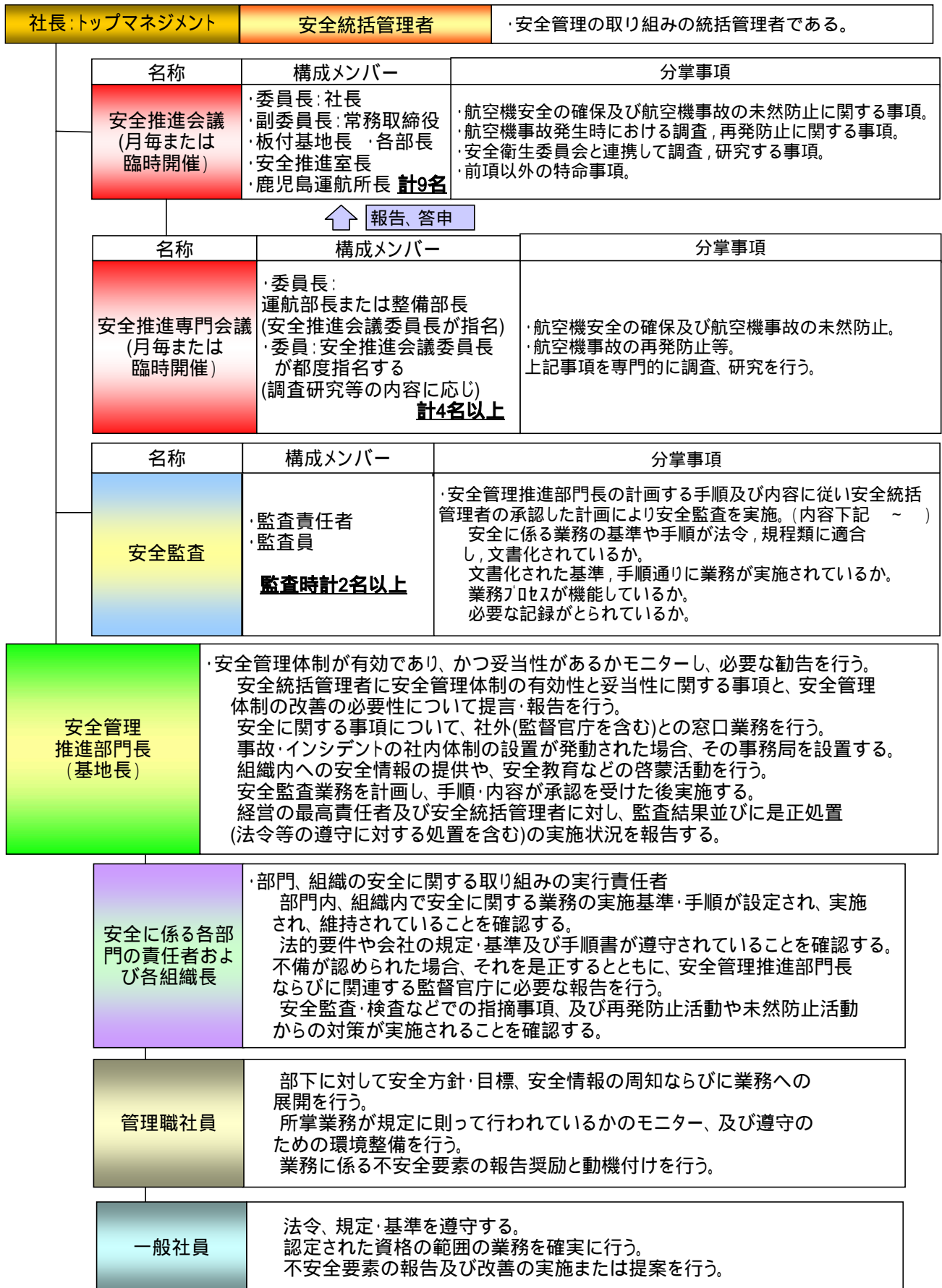
(八) 組織の機能と役割、及び人数

【安全管理体制機能図】



4 安全確保のための事業の実施、及び管理体制

【安全確保に関する組織の機能と役割】



4 安全確保のための事業の実施、及び管理体制

(二) 航空機乗組員、客室乗務員、整備従事者の数

航空機乗組員	27名
客室乗務員	0名
整備従事者	38名

(ホ) 運航管理担当者及び整備有資格者数

運航管理担当者	8名
有資格整備士	35名

運航の支援体制

(イ) 乗組員、整備従事者、運航管理従事者の定期訓練、及び審査

(ロ) 運航の問題点の把握と共有、フィードバック体制

上記(イ)につきましては航空局で定めた「**運航規程審査要領:空航第58号**」, 「**整備規程審査要領:空機第73号**」、及び「**航空運送事業の許可、及び事業計画変更の許可審査要領(安全関係):平成12年1月28日制定(空航第69号,空機第68号)**」,平成19年3月28日一部改正(国空航第1223号,国空機第1362号)」に基づき実施しています。

これらの規程については、国土交通省ホームページ(航空)をご覧ください。

- ・航空ホームページ <http://www.mlit.go.jp/koku/index.html>
- ・運航規程審査要領 http://www.mlit.go.jp/koku/04_outline/02_anzen/01_kaisya/omdg.html
- ・整備規程審査要領 http://www.mlit.go.jp/koku/04_outline/02_anzen/01_kaisya/mmdg.html
- ・航空運送事業の許可 http://www.mlit.go.jp/koku/04_outline/02_anzen/01_kaisya/aocdg.html
- ・事業計画変更の認可審査要領(安全関係)
http://www.mlit.go.jp/koku/04_outline/02_anzen/01_kaisya/aocdg.html

2011年3月31日現在

4 安全確保のための事業の実施、及び管理体制

前頁(口)につきましては、機長からの飛行終了報告を記録、その内容を把握し安全に寄与する内容は運航部安全会議で検討し、是正・予防処置を講じておりその内容は部内で情報の共有化をはかるばかりではなく、安全推進会議へ報告され各部門へ情報提供されます。重要な経営資源に係る事項は、安全推進部門長が必要性を安全統括管理者へ報告し、安全統括管理者から報告を受けた経営トップは、経営会議に付議し、安全性向上のための対応を実施しております。

(八)安全に関する社内啓蒙活動の取り組み

安全パトロールの継続実施

- ・ヘリポート点検(月毎)
- ・常設ヘリポート点検(年毎)
- ・資材輸送他、作業現場の安全パトロール(安全衛生委員会で定期的に)
- ・経営層による現場安全パトロール

安全推進会議の検討結果内容を社内周知

- ・他社事故、インシデント事例の分析・予防対策
- ・職場ヒヤリハット紹介
- ・飛行終了報告内容と対策実施状況

操縦士シミュレーター緊急事態訓練の実施

緊急災害訓練の実施(年1回定期的)

緊急時対応マニュアルを修正、配布し以下の訓練を実施

航空機事故	実施時期:7月の第4週
事務所火災	実施時期:8月、12月
JET燃料、油等漏洩、有害物質漏洩時緊急訓練	実施時期:12月

航空保安教育、航空危険物輸送の教育実施

各種安全啓発セミナーへの参加

朝のミーティング、及び作業前ミーティングにおける危険予知の実施

作業前:KY活動及びTBMの実施 確認:記録の記載

安全管理の手段として安全評価システムを継続運用し、安全項目を定量評価(平成22年度目標に設定済み)

規程類が法令その他要求事項と適合しているかを確認し、文書類の改訂を実施

安全に関する、月毎の目標を定め安全意識の醸成をはかっている(2/4部門)

4 安全確保のための事業の実施、及び管理体制

保有機数に関する情報

(イ) 保有機種、機数、座席数、平均年間飛行時間及び飛行回数

機種	機数	座席数	平均年間飛行時間	飛行回数
AS350B, AS350BA型	7機	6	320:47	2071
AS365N2型	1機	13	109:06	94
富士ベル204B 2型	1機	10	273:29	480
ベル427型	4機	8	113:08	449
ベル412EP型	1機	15	252:15	433
BK117B-2型, C-1型, C-2型	3機	10	158:50	1216

座席数：操縦士含

(ロ) 全体の平均使用機齢、機種別導入時期、及び機種別平均機齢

機種	導入時期(製造日を記載)	平均機齢
AS350B, AS350BA型	1980年1月から	20年04ヶ月
AS365N2型	2002年6月	08年10ヶ月
富士ベル204B 2型	1991年3月	20年01ヶ月
ベル427型	2000年3月から	10年05ヶ月
ベル412EP型	1999年1月から	12年03ヶ月
BK117B-2型, C-1型, C-2型	1991年3月から	10年10ヶ月
全体の平均機齢		15年02ヶ月

機齢は、航空機製造年からの年月数を表しています。

参考：航空機は、製造国の監督官庁が設定し、国土交通省航空局が承認した整備要目に従い整備しており、これによって耐空性が保証されます。機体、エンジンに関して一定期間毎や、一定飛行時間毎に点検や保守を整備要目に設定しており、要目に従って整備を実施しています。機齢が高い機体であっても、信頼性や安全性は十分確保されます。

5 法第111条の4に基づく報告に関する事項(規則221条の6第3号)

・航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態

(事故、重大インシデント、その他安全上のトラブル)

(イ) 総件数 : 0件

(ロ) 主要な事態(安全上の重大性や社会的反響が大きかった事態)
の概要、その対応状況 : 0件

(ハ) トラブルの種類別、機種別、国内線別の発生状況等、参考となる事項

航空事故 : 0件

重大インシデント : 0件

その他安全上のトラブル : 0件

6 安全を確保するために講じた措置、講じようとした措置

法第111条の4に基づく報告事項の再発防止のために講じた措置
及び講じようとした措置

ありません。

事業改善命令、嚴重注意、その他文書による行政処分、行政指導
を受けた場合に講じた措置、講じようとした措置

ありません。

上記、及び 以外に安全性向上のために講じようとした措置

平成21年4月1日より、安全管理システムを運用し、トップから現場まで一丸となって
継続して安全管理体制を維持し、安全監査の実施、法令遵守、リスク管理、不安全
事象の是正・予防、情報開示のルール、教育・訓練等の活動を行っている。
部門間の意思疎通もスムーズになっており、組織の安全管理は向上している。
平成22年度は以下の取組を行った。

・取組内容

昨年度ヘリコプター事故のまとめ報告

安全管理規程運用後の効果確認

最近のヘリコプター事故について安全推進会議委員長訓示

安全評価システムアンケートによる安全文化の醸成。

(安全性向上のための目標管理: 定量評価によるポイントアアップ)

大地震災害を想定した緊急災害訓練の実施

9月に安全監査を実施、年内にフォローアップ状況を安全推進会議で報告

年度内に他社へ発出された「業務改善勧告」を当社に置き換えた検証を実施、
法令等への違反がないことを確認した

災害防止のため「高所作業要領」を設定

航空危険物輸送教育の規定化を実施

常設ヘリポートの安全パトロールを実施し、潜在危険因子を除去。

XI 3月下旬に安全管理規程を改訂し、国土交通省へ届出

6 安全を確保するために講じた措置、講じようとした措置

輸送安全に関する目標達成度、安全取組みの実施状況、及びトラブル発生状況を踏まえた平成22年度における輸送安全の状況に関する総括評価

全社中期経営計画の重点方針として『ゼロ災害の継続』を掲げ、「重点業務実施計画」に基づき、輸送の安全に取組んだ結果、航空事故、重大インシデント等の発生はありませんでした。

安全管理システムについては、平成21年度4月1日より安全管理規程を発効、2年間の運用を行い、他社情報も含めリスク管理を行って予防処置につなげています。

また平成22年9月に『社内安全監査』を実施し不適合事項はありませんでした。内部監査員による提案事項は年度内に処置がほぼ完了しました。立入り検査、及び指示に基づく安全総点検においても不適合事項はありませんでした。

平成23年度の全社的な安全方針、目標及び各部門の具体的な取組み事項
【安全方針】

・災害防止を図る目的達成のため全社組織をあげて安全文化の一層の醸成を推進する。重大事故につながる芽は事前に摘み取る予防活動をおこなうことにより、無事故・無災害を実現する。

【本年度重点項目】

(1) 現場における安全作業の徹底

作業前ミーティングや単独作業時の危険予知、指差し呼称や復唱等の基本動作の確実な実施(含:安全装具の適切な装着)

安全パトロール等による作業手順等の遵守状況の確認・指導の強化

(2) 災害の未然防止及び再発防止に向けた活動の推進

安全管理システムによるリスク管理、災害事例やヒヤリハット情報などの活用による未然防止対策の推進

職場安全教育(勉強会、OJT)の着実な実施。

過去災害事例及び災害発生時の事故防止検討会等における根本原因の抽出に基づく再発防止対策の徹底